郵政産業ユニオンTOKYO

● 発　行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　鵜島　一広
〒104－0031　中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

賃上げ要求にはゼロ回答。均等待遇にも前進なし。会社の私たちと家族の生活を顧みない非情な回答に抗議し、3月23日、全国25職場で怒りのストライキを決行しました。東京では、練馬局、新東京局でそれぞれ1時間のストライキを決行。都内組合員と地域の支援者に励まされ、新たな決起の場にもなりました。

全国25職場でスト突入！

郵政本社前集会

東京・練馬、新東京で

「賃金をあげろ！」「増員をしろ！」「非正規の処遇改善をしろ！」と大きな声が鳴り響いきました。ここは、住宅地の多い東京の練馬局前。朝早くから続々と組合員と地域の仲間が結集し、7時30分からは郵便局前と職員通用口でビラまきがスタート、ストライキへの第一歩が始まりました。練馬郵便局と言えば「郵産労」発祥の地。新しいたたかいの始まりでもあります。

7時45分、東京地本の福田書記長の司会で「17春闘勝利練馬支部ストライキ突入集会」が始まりました。集会は120名の参加で行われ、地域の仲間もたくさん駆けつけて熱い連帯の挨拶をしていただきました。また、練馬4支部を代表して大泉支部から連帯の挨拶があり、まさに、「共にたたかう」と言う事を肌で感じ取れました。集会には午後からストライキを行う新東京支部から連帯のメッセージが読まれるなど、今までにない集会が出来たと思いました。ストライキ参加の組合員からは、「要員不足で残業をしなければ終わらない」「勤務時間が守られていない」また、ヤマト運輸は「サービスより人員確保」をしている。郵便局はいったいどうなっているのか。この練馬郵便局では、本来公平を保たなければならない管理者が、一つの組合の為に組織加入をしていると思われてもおかしくない行動をとっていたことが発覚しました。まさに、「不当労働行為」があったこともあり、今回のストライキ拠点局となりました。

練馬局前集会

激励を受ける練馬支部

新東京支部のスト突入者のみなさん

2名の就労を確認後、昼の本社前行動を挟んで、いよいよ新東京へ移動。東京23区の西から東へと移動が行われ、13時45分新東京郵便局前で「17春闘勝利　新東京支部ストライキ突入集会」が新東京支部書記長の司会で始まりました。新東京支部は11名のストライキ参加者となり、「お～」と言う声の中、次から次へと参加者が建物の中から集会へ参加し

（裏面につづく）

東日付印京

「四月」を迎えて、第一歩を踏み出す季節。でもありますが、私も含めて子供のいる家庭では一番忙しい時期ではないでしょうか。共働きの家庭では、「保育園」への入園が出来るか出来ないかで大きな問題となってしまう。現在では「待機児童ゼロ」を目指す自治体がほとんどです。ですが、その裏返しで現場の保育園では大変なことが起こっていると自分の妻から小言を言われています▼「子供の数を多く預かり、監査の時は休ませる」「保育士が本来より少ない」など、やってはいけないことが平気で行われている事実があります。これは絶対にやってはいけないことですが、それを知って入園を希望する保護者もいることも事実です▼「保育園落ちた。」衝撃的な問題が世間を騒がし、国をも動かす結果となりましたが、現場では働く保育士の労働条件が悪化したことは何ら報道されていません。保育士の方々の休憩・休息はあると思いますか。勤務終了ですぐに帰れると思いますか▼では、私たちはどうでしょうか。我慢するのではなく、声を出さなければ何ら変わりません。行動しなければ「NO」と伝われない。アイドルの子も言っていましたね。

（一面つづき）

てきました。この新東京でも要員不足は深刻で多くの負担は労働者にのしかかっていると報告を受けました。しかも、夜間の勤務が特に厳しい職場であると言う発言も多くありました。また、組合員でもある期間雇用社員の雇止めが行われ、現在裁判でたたかわれていると言った事もあり、多くのストライキ参加者となりました。

１７春闘がまさに今たたかわれていると実感できる集会でもあり、私たち郵政産業労働者ユニオンの正義のたたかいでもありました。昨年、半日以上のストライキは３９件だったそうですが、そのうち１件は私たち郵政ユニオンです。少数組合ではありますが、やる事はでっかい組合であり、仲間を本当に大切にする組合でもあると再度認識させられたたたかいでもありました。要求獲得まで全組合員の団結でたたかいぬきましょう。

新東京局前集会

学んで生かそう

第３回支部長会議＆春の学習会

４月２２日、東京地本は春の学習会を開催します。今回のテーマは、当初「労働災害と職場の安全衛生」を学ぶ予定でしたが、諸事情により労働委員会の活用とその方法に変更しました。「労働災害と職場の安全衛生」については、今後の学習会のテーマとして検討していきます。

皆さんご存知のように銀座支部では「点検」と称して組合事務室に総務部長が立ち入ろうとする事例が発生しています。銀座局の総務部長は「管理責任者が点検をおこなうのは当然」「組合の承諾なしに事務室内に立ち入ることができる」と発言し、従わなければ事務室の貸与を取り消す」とまで言っています。また、組合事務室の点検に非協力であることを理由に「会社の方針に従わない組合には会議室を貸さない」としています。

練馬支部と葛飾新宿支部では、労務担当が一つの労働組合への加入を勧めていることが明らかになりました。このような不当労働行為が複数の職場で発生しています。

会社の不当労働行為を許さず、正常な労使関係を築いていくために「労働委員会」の活用について学び、今ある労使関係についても有効に活用していき、組合活動が活性化することを目的として学習会を開催します。多くの組合員の皆さんの参加をお願いします。

第3回支部長会議 ＆ 春の学習会

日　時　４月２２日
　　１０：００～１７：００
場　所　西部区民事務所
（千川駅徒歩5分）
テーマ　労働委員会活用術
直ちに実践に役立つ

春の組織拡大旬間がはじまるよ～ッ
4月18日～28日

組合員が増えれば要求前進の力になります。気軽に声をかけて新しい仲間を迎えましょう。

シリーズ

「無期転換制度の基本的概要」

⑤ 早期無期転換制度

４月１日、いよいよ「無期転換社員」＝アソシエイト社員がスタートします。

これまで、無期転換制度の導入に際しシリーズで４回にわたり以下の通り本紙面で説明してきました。

１、無期転換の「申込み」
２、アソシエイト社員の労働条件
３、アソシエイト社員の定年及び継続雇用
４、アソシエイト社員の人事異動・解雇

今回は、５、早期無期転換制度について紹介します。

●早期無期転換制度は、２０１９年１０月の契約更新時より開始する。

●早期無期転換制度の対象者は、制度開始以降のそれぞれの契約更新時に、勤続３年以上４年半以下の時給制契約社員とする。

●制度対象者については、制度対象となる更新時において下記のすべての要件に合致する場合、次回契約期間のうち会社が定めた期間において、無期転換の申請を認めることとする。

①当該契約更新時のスキル評価が、Ａ（習熟度なし）以上であること

②当該契約更新時の評価を含む直近２回の基礎評価の両方が、全て「できている」であること

③直近半年間に懲戒を受けていないまたは受ける見込みがないこと

次回は、６、契約更新要件制度についてです。問題点が多く改善が求められる項目です。

当面の行動日程

４月５日　地本執行委員会
４月６日　・共謀罪創設反対集会（日比谷野音）
　　・けんり春闘決起集会
４月１５日　最賃ディーセントワークデー宣伝
４月１９日　毎月１９日行動
４月２２日　第３回支部長会議＆春の学習会
４月２６日　労働法制大改悪反対学習決起集会
５月１日　第８８回メーデー
５月３日　５・３憲法集会